

### (3)補助金の交付について

実績報告書等の内容を審査し、補助金交付確定通知書を送付します。その後、市民協働課に補助金請求書(指定様式)を提出していただきます。請求書の提出後、1月以内に補助金を振込します。

**(補助金の振込は申請コミュニティ名、学校名等の口座に限ります。代表者の個人口座等への振込はしません。)** ※代表者名と振込口座名義名にご注意ください。

### (4)補助金の交付取り消し・返還

次のいずれかに当てはまるときは、補助金の全部もしくは一部の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の全部もしくは一部の返還をしていただくことがあります。

- ①主要事業が実施されないなど事業が中止された場合(天災やパンデミックなど申請コミュニティの責めに帰さない理由の場合は除く)
- ②虚偽の申請をしたとき
- ③補助金の運用又は補助対象事業の実施方法が不相当と認められるとき

## 9 事業実施にあたっての注意事項(必ずご確認ください)

### ①日進市制30周年記念市民公募事業補助金について

- ・当事業は令和6年度の市制30周年に合わせた補助金事業となります。翌年度以降にも事業継続を希望される場合には申請コミュニティにて運営を継続してください。
- ・補助対象事業に関する申込み、問い合わせ等の窓口は申請コミュニティとなります。
- ・当事業は、コミュニティが考える「たのしいをいっぱい作る」を支援するための補助事業となります。補助対象事業で利益を出すことはできません。
- ・当事業は市からの委託事業ではなく補助事業になります。事業実施において発生した、事故、トラブル等は申請コミュニティにおいて解決してください。市が発生した損害を補償することはありません。

### ②法令遵守

- ・事業の実施等において、遵守すべき法令等はコミュニティが責任をもって把握し、必ず法令等を遵守してください。
- ・補助事業実施のために収集した個人情報(例:住所)は外部に漏れることのないように適切に管理してください。なお、収集した個人情報は本人の了解を得ることなく、補助事業以外の事業に活用はできません。

### ③著作権について

- ・データ等引用の際には、出典元を明らかにするとともに、画像・動画における著作物の映り込み(例:服に描かれたキャラクター等)など、著作権法その他の法令に抵触することのないよう、関係機関等にご確認及び必要な処理を申請コミュニティにてしてください。
- ・楽曲使用の場合も著作権法等に抵触することのないように必要な処理を申請コミュニティにてしてください。

#### ④公共施設の先行予約について

- ・市民協働課にて先行予約できる施設は市民会館、スポーツセンター、総合運動公園、生涯学習プラザ、にぎわい交流館になります。それ以外の施設については、通常利用のルールに基づき、コミュニティが利用申込をしてください。
- ・先行予約できるのは、メイン事業開催日及びその前日リハーサルに係る利用日のみとなります。練習等で公共施設を利用する場合には、一般利用にて申込をしてください。
- ・施設使用料はコミュニティ負担になります。いかなる理由でも減免利用はできません。
- ・公共施設及び民間施設の利用については、その施設のルールに従い利用し、施設管理者が想定していない利用はしないでください。

#### ⑤イベント等に関する申込み・問合せ等の窓口は、申請コミュニティとなります。

#### ⑥提出書類について

- ・提出書類の作成及び提出等に必要な費用は、申請コミュニティの負担となります。
- ・提出された書類は、返却することができません。
- ・提出された書類等については、個人情報その他非公開情報を除き公開されます。

#### ⑦「広報につしん」へ募集案内等を掲載する場合について

- ・「広報につしん」へ募集案内等を掲載するには、締切日までに市民協働課へ原稿を提出していただく必要があります。原稿の締切日は掲載を希望する月号の2カ月前の1日までに市民協働課までご提出ください。

例) 広報につしん 8月号に掲載を希望する場合には、6月1日までに市民協働課までに原稿をご提出ください。

なお、掲載を希望するが、提出の締切日までに原稿ができていない場合には、締切日までに掲載を希望することだけでも市民協働課にご連絡ください。

#### ⑧チラシやパンフレット等を作成する場合及びプレスリリースする場合について

- ・チラシやパンフレット等を作成する場合には「日進市制30周年記念市民公募事業補助金」であることの記載と記念ロゴマークを記載してください。
- ・新聞やテレビの取材をうける場合には「日進市制30周年記念市民公募事業補助金」であることを周知してください。
- ・チラシやポスターを作成する場合には市民協働課の校正を受けてから印刷してください。

#### ⑨傷害、損害保険について

- ・事業の内容に応じて、適切な安全対策を実施するとともに、必要があれば保険に加入してください。(保険料は補助対象経費に計上可)
- ・事業実施に伴い発生した損害について、市は一切責任を負いません。

#### ⑩補助金の振込口座名について

- ・請求書を提出の前に補助金振込先の金融機関口座名義について確認をしてください。金融機関口座名義に不備があると、補助金の振込ができない場合があります。

良い例

●●会 代表 日進 太郎 金融機関口座名義 ●●会 代表 日進 太郎  
●●会 代表 日進 太郎 金融機関口座名義 ●●会 会計 愛知 花子

悪い例

●●会 代表 日進 太郎 金融機関口座名義 ●●会 代表 愛知 花子